

## さいたま市の めざす学校体育 施設開放

- ・多くの市民が利用しやすい仕組み
- ・学校関係者、地域住民が安心して受け入れられる仕組み

## 交付金の 適正利用

## 自主財源の 確保

・スポーツ振興課との通信費、総会・調整会議の資料用紙、印刷代、その他、会議費、清掃・整備用具、トイレトペーパー等誰もが納得できる用途での利用を図る。

・利用団体で自主的に会費等を徴収することにより、ワックス、石灰、モップ等消耗品をそろえ快適な利用を実現する。

## 利用マナー の向上

## 学校・地域行事 等への協力

・子どもたちが学ぶ場を利用していることを原則とした利用マナーの向上(来た時よりも美しく)  
【苦情の一例】迷惑駐車、喫煙、ゴミの処理、フロア内での飲食、用具の後始末、騒音等々

・校庭・体育館整備、PTA・青少年育成関係等学校にかかわる行事へのボランティア参加により、学校や地域を支える団体として学校関係者、地域住民との関係を深める。

## 自主運営 自主管理 のできる 開放組織づくり

- ・開放組織は、利用団体代表者、スポーツ推進委員、地域団体代表者、PTA代表者、開放校教職員等でバランスよく構成する。
- ・スポーツ振興課への提出資料は運営委員会において作成する。
- ・各校に開放組織を設置し、委員長を中心に管理指導員が要となり、実際の利用者の手で組織の運営と利用施設の管理ができるようにする。

# さいたま市の学校体育施設の開放の しくみ

## 学校体育施設開放運営委員会

### 《構成者》

開放利用団体の代表者・スポーツ推進委員・地域  
団体の代表者・PTAの代表者・開放校の教職員 等



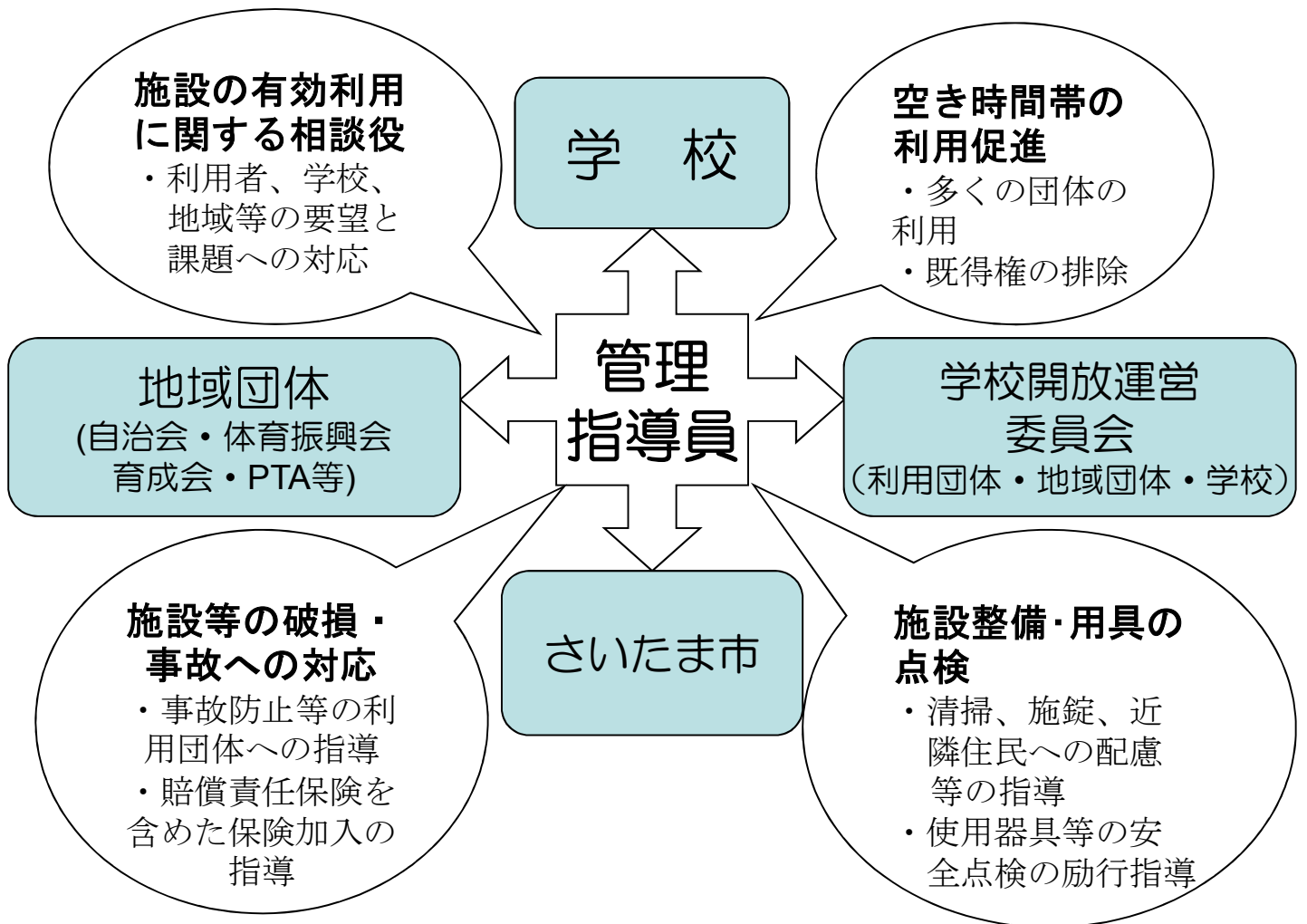
### 《組織構成の例》

委員長・副委員長・委員・  
幹事・監事・管理指導員(1名)

※あくまでも学校体育施設を利用することを前提に、  
構成者それぞれの立場からの意見が十分反映さ  
れる委員会組織とする。

さいたま市 スポーツ文化局

# 学校体育施設の開放施設管理指導員の役割



## 問題点の解決

- ・利用マナーの向上(違法駐車、喫煙、ごみ、騒音、飲食等)
- ・開放組織の自主運営、自主管理(学校へすべてを任せない)等

※管理指導員が運営委員会事務局の仕事のすべてを行うのではなく、組織の連絡調整役として動いたり、組織の中で役割分担をして進める仕事の指導的役割を果たしたり、いわゆる組織の要として活躍することを期待しています。

さいたま市 スポーツ文化局